

経営事項審査について

愛知県都市・交通局
都市基盤部 都市総務課
建設業・不動産業室
令和7年11月

経営事項審査（経審）とは

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が受けなければならない審査。

公共事業の発注者が作成する入札参加資格者名簿に記載を希望される方は、入札参加資格申請前までに経審を申請し、その結果通知書を受け取っていただかなければなりません。

○審査基準日

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

※新しい審査基準日を迎えると、一つ前の審査基準日で経審を受審することはできません。

（その他）

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

審査基準日

【多くの場合】

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

【その他】

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

3月31日が決算日の法人の場合

R6.3.31
前回の
事業年度終了日

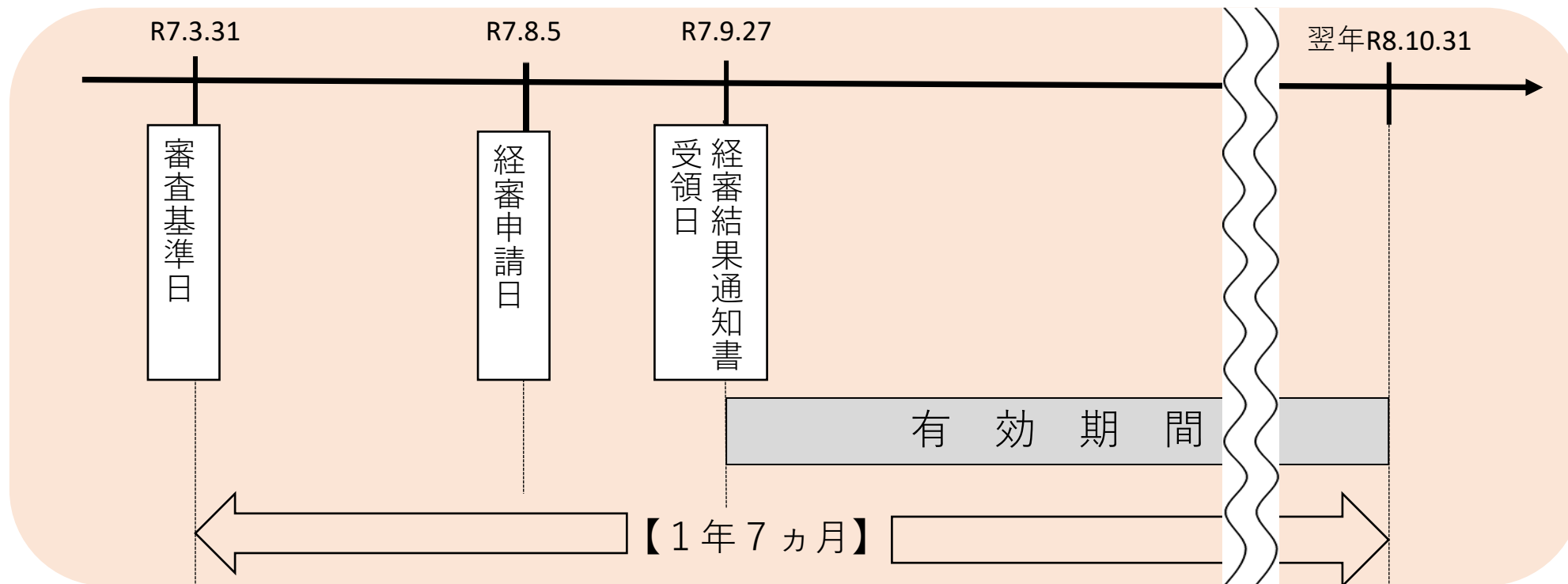
R7.3.31
直前の
事業年度終了日

R7.8.5
【経審申請日】

★審査基準日★

結果の有効期間

審査基準日から起算して1年7ヵ月後の日まで



(例)

審査基準日：令和7年3月31日 結果通知書受領日：令和7年9月27日

結果の有効期間：令和7年9月27日から令和8年10月31日まで

手続きの流れ・一般的な注意事項

■手続きの流れ

事業年度終了届提出後に
翌月经審の予約

経審当日
(指定された日程)

経審を受付した翌月末に
結果通知書発送

■経審の受審方法

① 対面審査

- ・予約した日時に直接会場までお越しください。(書類の事前提出は不要です)

② 郵送等による受付

- ・事前に管轄の事務所等へ申請書類、確認資料を郵送又は直接持ち込んでください。
(経審の予約票に記載されている提出期限必着)
- ・審査当日の来庁は不要です。
- ・補正等の連絡はFAXまたは電話で行いますので、審査当日は申請について補正に対応できるようにしてください。

③ 電子申請について

- ・詳細は後述

■一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等はありません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 1 審査基準日 1 申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

（1）業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合

（2）未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行をする場合を除く）

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点が変更されるような内容の申請、前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請については認められません。

電子申請手続の開始について

◎令和5年1月から、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）による電子申請ができるようになりました。

J C I P の概要については、国土交通省W e b サイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

J C I P を利用するためには、デジタル庁が所管するG ビズ I D の取得が必要です。

詳しくは、デジタル庁及びG ビズ I D のW e b サイトをご覧ください。

デジタル庁（<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>）

G ビズID（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）



※ J C I P : Japan Construction Industry electronic application Portal

電子申請の注意事項について

○ＪＣＩＰでの提出方法について

システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

○手数料の納付方法について

手数料は、ＪＣＩＰを経由したネットバンキング、愛知県収入証紙または窓口のキャッシュレス決済による納付のいずれかを選択できます。

ＪＣＩＰによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。

○電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、ＪＣＩＰ上で補正指示を行います。
審査当日は補正に対応できるようにしてください。



資本性借入金に係る経営事項審査の 事務取扱について

経営事項審査において、以下の要件をすべて満たす「資本性借入金」は自己資本とみなすことができるようになりました。

- ・ 償還期間が5年を超えていること。
- ・ 期限一括償還であること。
- ・ 配当可能利益に応じた金利設定がされていること。
- ・ 法的破綻時の劣後性が確保されていること。
- ・ 貸出主が金融機関（政府系含む）であるか、または特定の公的制度による借入であること。

適用年月日

- 令和7年7月1日申請受付分から適用

適用対象者

- ① 審査基準日が令和7年3月31日以降
- ② 単独決算であること
- ③ 経営状況分析の申請が令和7年7月1日以降

【概要】資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて 国土交通省

令和7年7月1日以降の経営状況分析の申請から対象
(審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、単独決算での申請者に限る。)

① 資本性借入金の要件

・貸出主が金融機関（政府系含む）又は『産業復興機構による既往債権の買取制度』等の制度の借入

〔償還条件〕

- ・償還期間が5年超
- ・期限一括償還

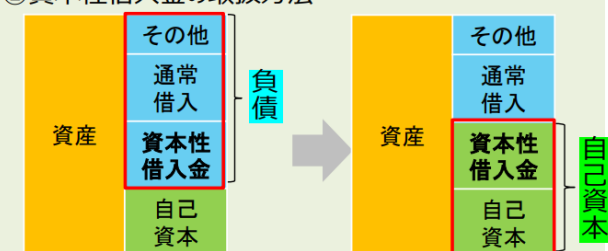
〔金利設定〕

- ・配当可能利益に応じた金利設定(※1)

〔劣後性〕

- ・法的破綻時の劣後性が確保されていること又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること

② 資本性借入金の取扱方法



※残存期間が5年未満となった負債については、1年毎に2.0%ずつ自己資本とみなす部分を減減させる

※1「業績連動型が原則」 「債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること」

③ 以下の審査項目において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額は「負債」から控除し、「自己資本」に加算する。

【審査項目】

- ・負債回転期間（負債から控除）
- ・自己資本対固定資産比率（自己資本に加算）
- ・自己資本比率（自己資本に加算）
- ・X21自己資本（自己資本に加算）

④ 申請方法（1. 事前準備 2. 登録経営状況分析機関への提出 3. 審査行政庁への提出）

1. 公認会計士等(※2)から指定様式において資本性借入金に該当する借入金であること等の証明をうける。
2. 経営状況分析申請において、余白に資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を記載した経営状況分析申請書等とともに、証明書の写し・契約書の写し等を登録経営状況分析機関に提出する。
3. 経営規模等評価申請書の自己資本額において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記載し、証明書の写しを添付して審査行政庁に申請。

※2 建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イ、ロ（登録経理試験の一級試験に合格した者に限る。）、ハ（登録経理講習の一級講習を受講した者に限る。）及び（令和2年国土交通省告示第1060号第5号に該当する者に限る。）に掲げる者（公認会計士・税理士・建設業経理士1級）

出典 国土交通省資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて（令和7年7月1日）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W 1－10）について（令和5年1月1日改正）

- ・ 建設キャリアアップシステム（C C U S）の活用状況について、以下のとおり加点対象となります。
※C C U S：Construction Career Up System

審査対象工事 ①から③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から**直接請け負った**建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③ 災害応急工事

該当措置 ①から③のすべてを実施している場合に加点

- ① C C U S 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でC C U S 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式第12号）

提出書類

- ・ CCUS上で事業者情報が登録されていることがわかるもの
(CCUSの帳票「3 - 1 事業者情報」等)
- ・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（愛知県様式12号）

10 帳票「3-1 事業者情報」の出力手順

■自社の「事業者情報」を帳票出力する場合

1. 事業者ポータル画面のメニューから、「510_閲覧」→「10_自社情報」を選択します。「所属事業者情報の閲覧」画面が表示されます。「帳票出力」ボタンをクリックします（以下、11ページ「帳票と安全書類出力基本操作」参照）。
※ CSV ファイルを出力する場合は、「CSV 出力」ボタンをクリックします。

The screenshot shows the '3-1 事業者情報' (Company Information) form. The form is divided into several sections, including '会社概要' (Company Overview), '保険加入状況' (Insurance Status), and '就業履歴' (Employment History). The '3-1 事業者情報' section is highlighted with a red box, and the '帳票出力' (Print) button is highlighted with a red box.

様式 12

記載例

(用紙A4)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和6年9月1日から 令和7年8月31日までの期間について、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法第27条の2第1項に定める都道府県知事、国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
愛知県知事 殿

建設キャリアアップシステム事業者 I D

12345678987654

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
商号又は氏名 愛知建設工業(株)
代表者氏名 代表取締役 愛知 太郎

申請区分(1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数	
措置実施工事		15	件
措置未実施工事	軽微な工事	10	件
	災害応急対策	10	件
合 計		35	件

記載要領

1 国内で請け負った元請工事について、件数を記入します。
海外での工事及び下請工事は対象となりません。

2 申請区分は項番54に記載した内容と同じ番号に○をつけます。

3 措置実施対象外となる工事(「軽微な工事」「災害応急対策」)でも当該措置を実施した場合は「措置実施工事」に件数を計上してください。

4 「軽微な工事」「災害応急対策」の概要については記載要領5、6をご確認ください。

なお、表中に記載する内容が無い場合は「0」を記載又は空欄とすること。

4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。

5 「軽微な工事」とは、建設業法施工令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。

6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

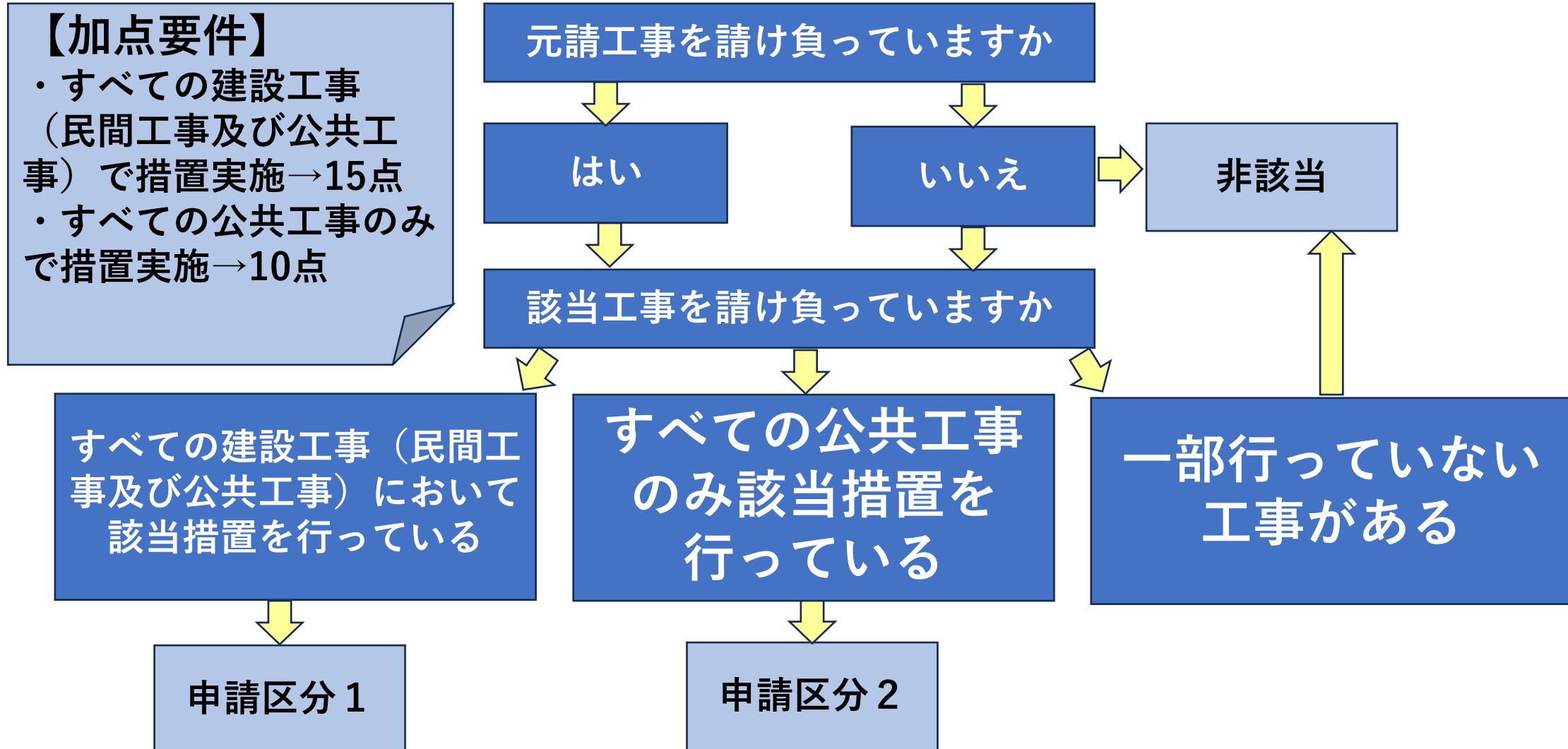
提出前に下記の注意点を確認してください。

・国内で請け負った元請工事についての件数を記入します。軽微な工事(500万未満の工事)のみ行っている方や、下請工事のみ行っている方は当てはまりません。

・申請区分1であっても、2であっても全ての工事で措置を実施している必要があります。
※一部の工事については、行っていない場合は、申請できません。

措置実施工事件数が0件の方はこの様式12を提出する必要はありません。

参考：フローチャート



建設機械の保有状況について

建設機械の所有及びリース台数の確認資料等について

○記載できる機械

- ・ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)
- ・ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)
- ・トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
- ・モーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)
- ・ダンプ車(自動車検査証の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあり、土砂の運搬が可能なもの(自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは不可))
- ・移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上のもの)
- ・高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)

・締固め用機械(ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー)

※ハンドガイドローラーは自走可能のため加点対象となりますが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象とはなりません。

・解体用機械(ブレーカ(ブレーカユニットのアタッチメントを有するもの)、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機)

※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については重複して加点することはできません。

以上の機械のうち、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの)を締結しているものを記載します。

・自己所有している場合で前回の申請書に記載があるものについては保有状況についての確認資料は不要です。

・アタッチメントを替えてもベースマシーンを共有していれば一台として考えます。

・定期検査が有効期限内にされていないものについては、加点対象ではありません。

技術職員名簿におけるよくある質問

(用紙A4)

2 0 0 0 5

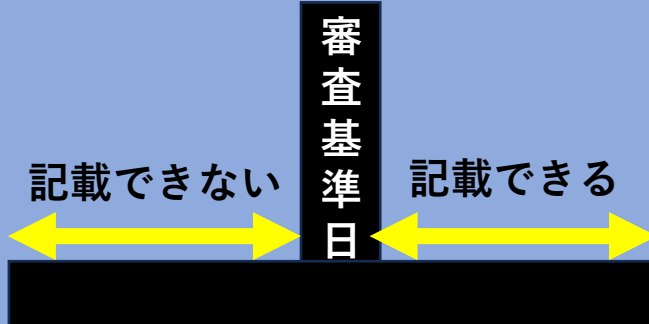
技 術 職 員 名 簿

項 番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		愛知 一郎	平成4 年 5 月 3 日	31	8 2	0 9 2 3 0	2	0 9	1 7 6	1	00000000685	
2		豊田 二男	昭和62 年 10 月 6 日	36	8 2	0 1 2 1 2	1					
3			年 月 日		8 2							

退職者の取り扱いについて

- ・ 審査基準日当日に退職した方も記載できる
(審査基準日以後に退職した方も記載できる)

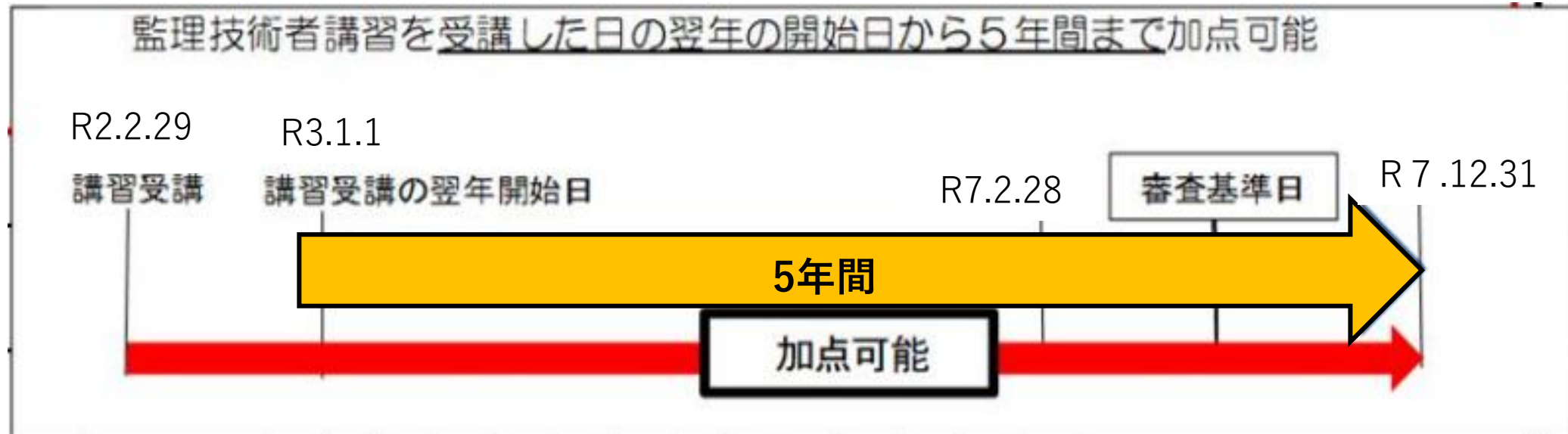


講習受講について、1（あり）とできるのは、以下の要件を満たす場合

- ①1級の資格を有し
- ②審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付があり
- ③講習の有効期間が切れていないこと

参考：監理技術者の経審上加点可能な期間

講習修了した日が審査基準日より前の日付
かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内
含まれていること



技術職員名簿におけるよくある間違い

(用紙A4)

2 0 0 0 5

技 術 職 員 名 簿

項 番
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1		愛知 一郎	平成4 年 5 月 3 日	31	8 2 0 9	2 3 0	2	0 9	1 7 6	1	00000000685	
2		豊田 二男	昭和62 年 10 月 6 日	36	8 2	2 1 2	1					
3			年 月 日		8 2							

- ・ 項番16で選択（申請）していない業種は記載不可（＝申請業種以外の業種については、資格を有していても、記載できません。）
- ・ 1つの業種について、2つの資格を申請することはできません。

法定外労災証明書について

愛知県知事（般・特一〇〇）第〇〇〇〇〇〇号

愛知県知事許可業者 経営事項審査用
法定外労働災害補償制度加入証明書

保 険 種 類 労働災害総合保険

保 険 契 約 者 (被保険者) (商号または名称) (所在地) (保険契約者が被保険者と異なるときは項目を分け併記すること)

保 険 証 券 番 号

保 険 金 額 (障害等級 8 級以下についても補償されるときは欄を設けて記入すること。補償額が同額の等級は欄を一つにしてもよい。)

障害区分	業務上災害補償額	通勤災害補償額
死亡	万円	万円
障害等級 1 級	万円	万円
障害等級 2 級	万円	万円
障害等級 3 級	万円	万円
障害等級 4 級	万円	万円
障害等級 5 級	万円	万円
障害等級 6 級	万円	万円
障害等級 7 級	万円	万円

保 険 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 年間 保険期間に審査基準日が含まれていなければいけません。

保 険 対 象 工 事 共同企業体及び海外工事を除く全工事

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべて

補 償 の 範 囲 ○業務災害及び通勤災害
○死亡及び障害等級 1 級から第 7 級までに係る障害のすべて

建設業法第 27 条の 23 に規定される経営事項審査の資料とするため、裏面詳細も含め、上記のとおり加入していることを証明します。また、証明内容について貴職から問い合わせがあれば応じることを約束します。

令和 年 月 日

(証明者) (所 在 地)
(名 称)
(職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

証明者側整理欄 (保険会社側の整理のために利用してください)

- 従来からの保険会社からの証明書（左記証明書）もしくは保険証券の写しを提出してください。
- 保険証券を提出書類とする場合は、手引き72頁記載の要件該当箇所を付箋を貼り、マーカー等を引いてください。
- 証明日については、審査基準日以前以後は問いませんが、保険期間に審査基準日が含まれるようにしてください。

C P D単位取得数、技能レベル向上者数の評価対象となる 技術者、技能者について

① 評価の対象者

- ・ CPD単位取得数 → 「技術者」
- ・ 技能レベル向上者数 → 「技能者」
- ・ 【参考】技術力の評価（z点）「工事種類別技術職員数」 → 「技術職員」

※それぞれ、対象になる範囲が異なるため、注意が必要です。

② 技術者、技能者等の具体的な判断方法について

・ 技術職員について

→ 経審を受ける業種について、所定の資格や実務経験がある方。

・ 技術者について

→(1)建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
(2)1級もしくは2級の技士補

(1)、(2)のいずれかに該当すれば技術者となります。

技術者については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。

経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

- ・技能者について

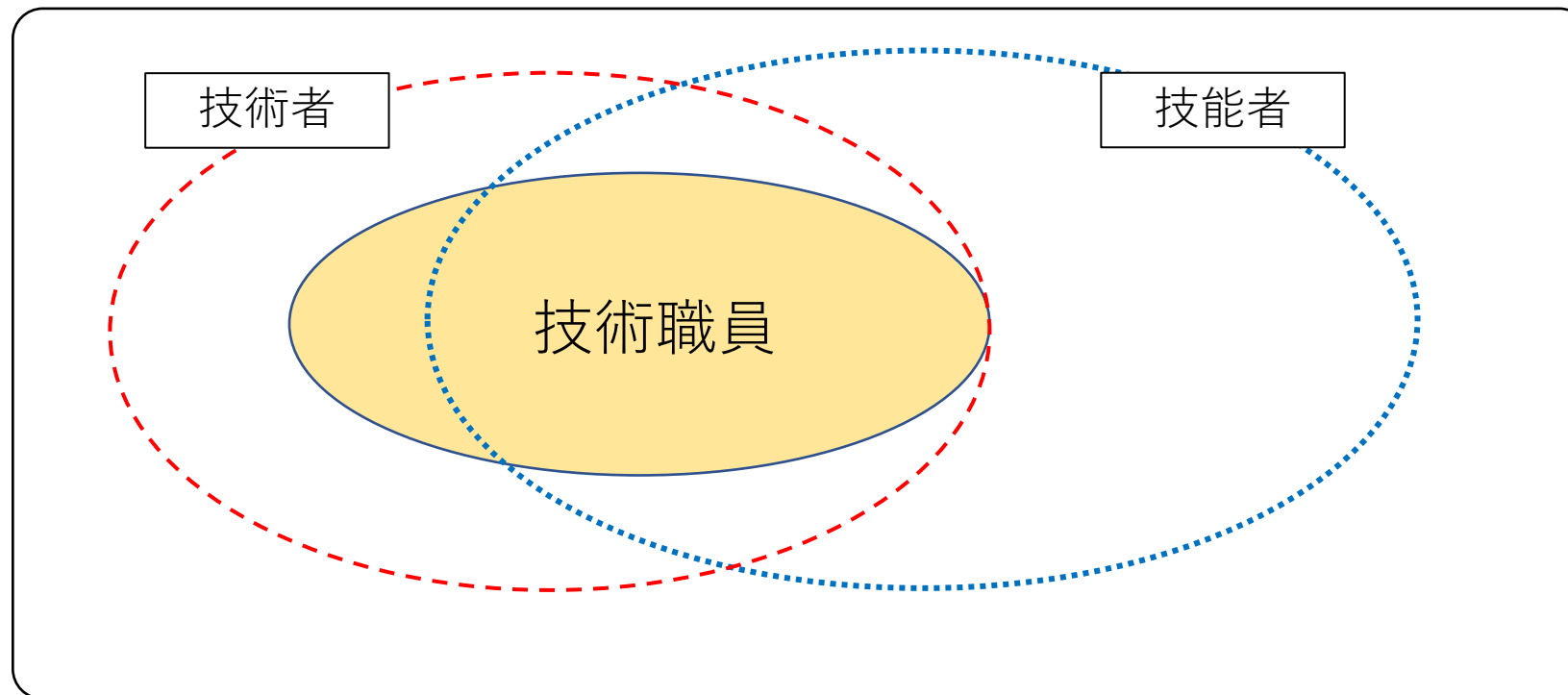
→施工体制台帳の作業員名簿に記載されており、施工管理のみに従事した者以外の方。

実際に施工体制台帳を作成した工事以外でも、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者です。

言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。

実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出ていれば技能者です。

③ 技術者、技能者等の関係性



④ C P D 単位取得数について

審査基準日以前 1 年間に於ける技術者 1 人あたりが取得した C P D（Continuing Professional Development：技術者の継続教育）単位数の合計

C P D 認定団体	数値	C P D 認定団体	数値
(公社) 空気調和・衛生工学会	50	(公社) 日本建築士会連合会	12
(一財) 建設業振興基金	12	(公社) 日本造園学会	50
(一社) 建設コンサルタンツ協会	50	(公社) 日本都市計画学会	50
(一社) 交通工学会	50	(公社) 農業農村工学会	50
(公社) 地盤工学会	50	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター	20	(公社) 建築家協会	12
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	(一社) 日本建設業連合会	12
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	(一社) 日本建築学会	12
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	(一社) 建築設備技術者協会	12
(一社) 全日本建設技術協会	25	(一社) 電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(一社) 日本設備設計事務所協会	12
(公社) 土木学会	50	(公財) 建築技術教育普及センター	12
(一社) 日本環境アセスメント協会	50	(一社) 日本建築構造技術者協会	12
(公社) 日本技士会	50		

・各技術者のCPD単位取得数算出方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{① C P D 認定団体に} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{c} \text{②CPD認定団体毎に} \\ \text{表の右欄に掲げる数値} \end{array} \right) \times 30$$

※参考 公益社団法人空気調和・衛生工学会から35単位認定されている場合

$$35 \div 50 \times 30 = \underline{\underline{21単位}}$$

⑤技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

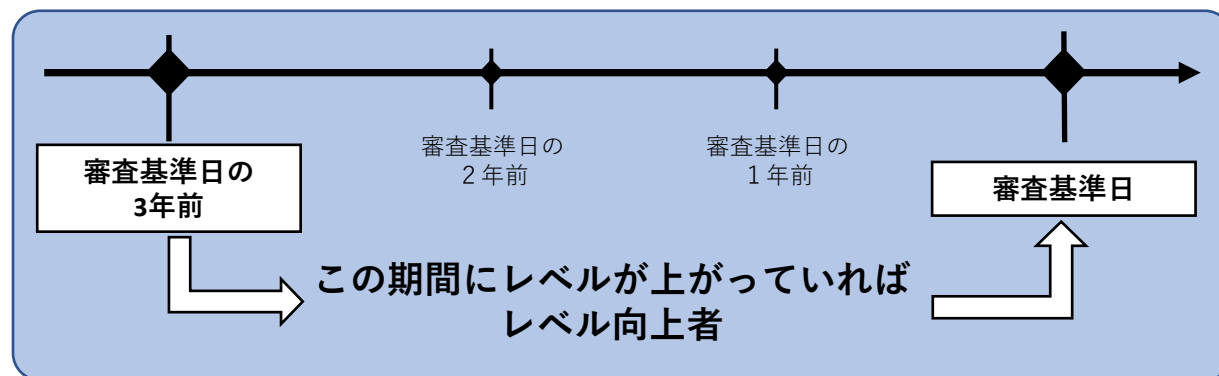
・どのような場合に技能レベル向上者になるか（図Ⅰ）

審査基準日の3年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。

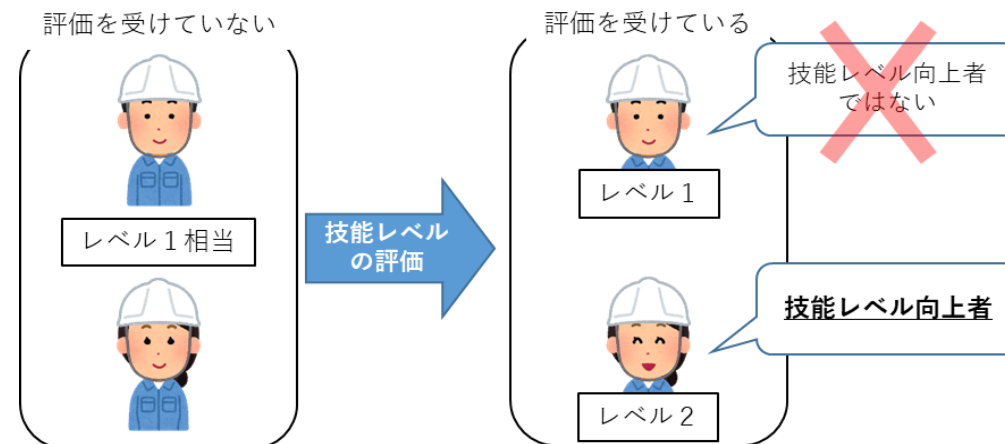
・技能レベル向上者の判断の注意点（図Ⅱ）

技能レベルの評価を受けていない方はレベル1として扱われます。

（図Ⅰ）



（図Ⅱ）



窓口キャッシュレスについて

- ・ 令和7年2月の申請より対象。
- ・ 引き続き愛知県証紙による収納も可。
- ・ 審査の前の納付をお願いします。
- ・ 納付の際に申請書と提出票をご用意ください。
- ・ 必ず管轄の事務所で納付してください。

クレジットカード



電子マネー



コード決済



経営事項審査申請等の手引および申請書類の入手方法について

The screenshot shows the Aichi Prefectural Government website. At the top, there are navigation links for '本文へ' (Main Text), '読み上げ・ふりがな' (Text-to-speech and furigana), 'Language', '文字サイズ' (Text size), '拡大' (Enlarge), '標準' (Standard), '背景色' (Background color), '白' (White), '黒' (Black), '青' (Blue), 'サイト内検索' (Site search), and 'Google'. Below these are icons for '防災情報' (Disaster information), '観光情報' (Tourism information), '事業者・就業者の方向け' (For business operators and employees), and '目的からさがす' (Search by purpose). The main content area shows the breadcrumb trail: '現在地 ホーム > 組織からさがす > 都市総務課 > 経審様式ダウンロード' and '足あと 建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業トップ > 経審様式ダウンロード'. A large blue button labeled '経審様式ダウンロード' is prominent. Below it, the page ID 'ページID:0373920' and the update date '掲載日:2025年10月7日更新' are shown, along with a '印刷ページ表示' (Print page) link. A 'ページジャンプ' (Page jump) section lists links for 'はじめに' (Introduction), '1. 経営事項審査申請等の手引' (1. Business Item Review Application Guide), '2. 申請書類の様式' (2. Application form), and '3. 確認書類の様式' (3. Confirmation form). The 'はじめに' section contains a decorative wavy line and a paragraph: '申請書の作成にあたっては、経営事項審査申請等の手引をよく読んでいただき、ご不明点がありましたら、事前に建設業受付窓口などで相談し、不備等がないようにお願いします。' (When creating the application, please read the Business Item Review Application Guide carefully. If you have any questions, please consult the construction industry reception window in advance to ensure there are no omissions.) Below this is a section titled '1. 経営事項審査申請等の手引' which contains a table listing the download links for the guide and its parts.

経営事項審査申請等の手引[愛知県知事許可業者用]令和7年4月版	
	一括ダウンロード [PDFファイル/2.78MB]
	(1)-1表紙からP13 [PDFファイル/8.05MB]
	(1)-2P14からP18-2 [PDFファイル/7MB]
	(2)P19からP32 [PDFファイル/8.92MB]
	(3)P33からP38 [PDFファイル/3.52MB]

愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshisomu/dl-page-keishin.html>)